

○組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任する規則

(平成 29 年 4 月 21 日 規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第 2 条 組合長は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定による双方代理の禁止に抵触する行為に関する事務を副組合長に委任する。

(委任の順序)

第 3 条 副組合長の委任は、年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を委任する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。